入札説明書

平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供

●内訳

平成２６年２月

資源エネルギー庁

入札説明書

資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室

資源エネルギー庁の調達契約に係る入札公告（平成２６年２月２７日付け公告）に基づく入札については、関係法令及び経済産業省入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

１．競争入札に付する事項

（１）作業の名称

平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供

（２）作業の内容等

別添１仕様書に記載

（３）履行期間

自：平成２６年４月１日

至：平成２７年３月３１日

（４）納入場所

別添１仕様書に記載

（５）入札方法

① 入札金額は、別添１仕様書で提示する各地域の通話単価、通信単価及びＳＭＳ通信単価に、各地域の通話時間見込、通信量見込及びＳＭＳ通信見込件数を乗じて得た金額並びに請求書通話内容詳細発行手数料を算出した金額の合計額（予定総価）とする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争入札に参加する者に必要な資格

（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和３８年６月２６日付け３８会第３９１号）により、平成２５・２６・２７年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされている者であること。

（４）経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

（５）下記３．（１）の適合証明書の技術審査において合格した者であること。

３．入札者に求められる義務（技術審査資料等の提出）

（１）この一般競争に参加を希望する者は、資源エネルギー庁の交付する入札説明書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の提出期限内に正１部、副１部を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は、資源エネルギー庁において技術審査するものとし、

審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。
（２）上記２．（３）を証明する資格審査決定通知の写し１部を適合証明書の提出期限に提出しなければならない。

４．契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒１００－８９３１　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室物品管理係
電話：０３－３５０１－１７１９（ダイヤルイン）
ⅰ 担当：中村　太祐
ⅱ 担当：小林　俊夫

５．適合証明書等の提出期限及び提出先
平成２６年３月１７日（月）１２時００分
〒１００－８９３１　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室物品管理係
上記４．ⅰⅱの担当者へ提出してください。（郵送による場合は期限までに必着のこと。）

６．入札及び開札の日時及び場所
（１）平成２６年３月２０日（木）１４時００分
〒１００－８９３１　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
経済産業省本館１階西共用会議室
開札は入札終了後、直ちに行う。
（２）初度の入札後、落札者が決定しない場合は再度入札を実施する。

７．入札書の提出方法
（１）入札書は、別添２の様式にて作成し、日付は入札日を記入する。
（２）上記（１）で作成した入札書を封筒に入れ封印し、氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び入札件名（「平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供」）を表記し提出する。
（３）入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
（４）上記６．（２）の記載のとおり、初度の入札後落札者が決定しない場合は再度入札を実施する可能性があることから、入札書の予備を準備しておくこと。
（５）入札書に記載する代表者の代わりに代理人が参加する場合は、別添３の委任状を作成し、入札時の指示に従い提出すること。
（６）別添２及び別添３の様式をコピーして使用することは差し支えない。

８．開札に立ち会う者に関する事項
開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。
ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

９．入札の無効
入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10．落札者の決定方法
予決令第７９条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11．その他の事項は、別添４の経済産業省入札心得の定めにより実施する。

12．入札保証金及び契約保証金
全部免除

13．契約書作成の要否
要

14．支払の条件
別添５単価契約書（案）による。

15．契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

16．支出負担行為担当官の氏名及びその所属する部署の名称及び所在地
支出負担行為担当官　資源エネルギー庁長官官房総合政策課長　飯田　祐二
資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室
〒１００－８９３１　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号

17．その他
（１）競争参加者は提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の負担において、速やかに書面をもって説明しなければならない。
（２）この入札に関する照会先
資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室物品管理係
〒１００－８９３１　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
電　話　０３－３５０１－１７１９　（ダイヤルイン）
ＦＡＸ　０３－３５０１－１７３６
ⅰ　担当：中村　太祐
E-mail　nakamura-daisuke@meti.go.jp
ⅱ　担当：小林　俊夫
E-mail　kobayashi-toshio@meti.go.jp
（３）本件は、平成２６年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とすることとする。

（参　考）

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）
第７０条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第２９条の３第１項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
①　当該契約を締結する能力を有しない者
②　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）
第７１条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
①　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
②　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
⑥　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
⑦　この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参させないことができる。

（別添１）

平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供

仕様書

平成２６年２月

資源エネルギー庁長官官房総合政策課

1．契約件名

　平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供

2．適　用

　本仕様書は、資源エネルギー庁が契約する上記の契約に関する仕様を定めるものである。

3．業務内容

　受注者は、「海外専用携帯電話（メール等機能付）の配送依頼書」（別紙１）（以下「依頼書」という。）に定める連絡担当者（以下「資エ庁担当者」という。）からの連絡をもって、海外で使用する以下の要件を備える携帯電話及び付属品（以下「携帯電話等」という。）を用意し、指定の日時までに資エ庁担当者に持参又は配送するものとする。また、出張者（利用者）の帰国後には、受注者は、速やかに資エ庁担当者から携帯電話等の返却を受けるものとする。

（携帯電話等の要件）

①海外で明瞭に通話、インターネット及びメール通信可能な携帯電話

②付属品（予備のバッテリー、充電コード、各使用地域に適合したプラグ、取扱説明書等。）

③ダイレクト方式（コールバック方式は認めない。）

④その他機能

・原則として１台の携帯電話で複数の国において利用可能であること。

・日本語によるメール通信機能を有していること。

・電話帳等の表示が日本語であること。

・インターネットへの接続が可能であること。

・ショートメッセージサービス（以下「ＳＭＳ」という。）＊日本語又は英語

4．業務詳細

①貸出

　資エ庁担当者は、携帯電話等の必要性が生じた場合には、依頼書を受注者の指定する場所へ所定の内容を記入の上、ＦＡＸ又はＥ－Ｍａｉｌにて送付し予約を行うものとする。

（主な内容）

・　出張者(利用者)の氏名

・　利用国名（複数ある場合は複数記載）

・　資エ庁担当者の連絡先（貸出持ち込み日等の連絡用）

・　短縮番号及びメールアドレスの登録

・　その他、資エ庁担当者と受注者が必要と認める事項

　なお、受注者は、依頼書の会計室確認印欄に資源エネルギー庁の指定する者の押印がある依頼書のみを受け付けるものとしする。（資源エネルギー庁の指定する者の押印がない依頼書が送付された場合には速やかに資エ庁担当者にその旨を連絡するものとする。）

　上記予約期限は、借入予定日の前々日（土日祝日は除く）の１７時とし、それ以降に緊急の必要が生じた場合には、別途受注者と協議するものとする。

　受注者は、依頼書を受けた場合には速やかに資エ庁担当者宛に連絡し、携帯電話等の貸出日時、返却受取日時を確定することにより予約が完了したものとする。

　受注者は、予約完了後速やかに提供する海外専用携帯電話の電話番号及びメールアドレスを担当者に連絡するものとする。

　資エ庁担当者は、借入予定時間までに受注者に連絡をすることにより、上記予約をキャンセルすることができるものとする。この場合において、キャンセル料は発生しないものとする。

　なお、携帯電話等の貸出の際には、資エ庁担当者からの操作方法等の問い合わせに対応で

きる電話番号を通知するとともに、併せて簡易な取扱説明書等を資エ庁担当者宛に提出するものとする。
受注者は、貸出の際には、資エ庁担当者の元に携帯電話等を持参又は配送するものとする。
ただし、資エ庁担当者と協議の上で貸出場所は変更することができるものとする。

②返却

資エ庁担当者は、出張者（利用者）が帰国後速やかに、受注者へ携帯電話等の使用終了の連絡を行い、受注者は、資エ庁担当者からの連絡後速やかに、資エ庁担当者の指定する場所へ携帯電話等の回収を行うものとする。回収は配送も可能とするが、その場合の費用は受注者が負担することとし、配送に係る封筒等は受注者が用意すること。
受注者は、携帯電話等が回収されたことを確認した書面等を資源エネルギー庁に提出すること。（様式等は協議のうえ決定する。）
なお、返却日は返却予定日までに事前に受注者に連絡することにより変更できるものとし、この場合において、延滞料は発生しないものとする。

③その他

出張者（利用者）が借受中に携帯電話等を紛失・滅失・損傷等した場合については、資エ庁担当者又は出張者（利用者）（以下「出張者等」という。）は、速やかに受注者に連絡し、受注者は携帯電話等の実損に相当する金額を資源エネルギー庁もしくは資源エネルギー庁が指定する者に、別途請求するものとする。この場合において、金額については資源エネルギー庁と受注者との間で協議するものとする。

５．契約内容

本契約は、各地域、国別の通話料、メール等通信料、ＳＭＳ通信料及び通話内容詳細発行手数料の単価のみによる契約とし、この通話単価、メール等通信単価及びＳＭＳ通信単価に関しては、本体レンタル料、キャンセル料、受け渡しに係る運搬費等、仕様書に定める一切の業務（通話内容詳細発行手数料を除く。）に係る費用を含むものとする。
ＳＭＳ通信料は「ショートメッセージの送信に係る料金」とし、利用国に関係なく、１件当たりの一律単価とする。

６．予定数量等

別紙２利用地域別単価表のとおり。
なお、一日の最大貸出数は概ね１５台程度を想定しているため、一日に１５台程度は貸出しが出来るように準備するものとする。また、資源エネルギー庁の都合により、一日の最大貸出数が１５台を超える場合にも対応できるように努めるとともに、対応が困難な場合には速やかに資エ庁担当者に連絡し、調整を図るものとする。

７．実施期間

（自）平成２６年４月１日
（至）平成２７年３月３１日

８．対価の支払に必要な提出書類等

受注者が、資源エネルギー庁に対価を請求するために必要な提出書類、提出部数、提出時期及び提出場所は以下のとおりとする。

提出書類一覧

提出書類	提出部数	提出時期・提出場所
請求書	1	１件ごとに資エ庁担当者からの返却後遅滞なく資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室物品管理係へ提出。 なお、発行に当たっては、通話国毎の通話時間、メール等通信量及びＳＭＳの通信件数並びに単価（円／分）を記載すること。
依頼書（原本）	1	請求書とともに資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室物品管理係へ提出。 なお、借入日及び返却日の記載、確認印があることを確認の上、提出すること。

９．その他

（１）通話内容等の詳細について資源エネルギー庁から請求があった場合については、速やかに対応すること。

（２）契約期間中の利用分に関する請求は、平成２７年４月１０日迄に完了するものとする。

（３）本業務に関して疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁と協議の上、指示に従うこと。

（４）この仕様書に記載のない事項については、別途資源エネルギー庁と協議するものとする。

（別紙1）

受付番号	26携帯メー

契約相手方FAX番号：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
契約相手方名称〇〇〇〇
担当：〇〇　様

下記の内容で、海外専用携帯電話（メール等機能付）を利用しますので、配送をお願いします。

海外専用携帯電話（メール等機能付）の配送依頼書

1. 依頼年月日	平成　年　月　日			※会計室で記入。	
2. 依頼部課室名					
3. 出張者（利用者）					
4. 利用国名					
5. 短縮登録番号（上段：電話番号）（下段：ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）	1.	2.		3.	
	4.	5.		6.	
6. 連絡担当者		電話番号 FAX番号			
7. 貸出携帯電話番号及びメールアドレス	電話番号		ﾒｰﾙ ｱﾄﾞﾚｽ		

※1　本配送依頼書は、携帯電話機1台ごとに作成すること。
※2　会計室に依頼する際は、旅行日程（旅行期間、訪問国等がわかるもの）を添付すること。
※3　後日、支払確認のため利用者に通話状況を確認する場合がある。
※4　7. については、依頼を受けた相手方（受注者）が記入し、発注者に通知すること。

借入予定日	平成　年　月　日	借入日	平成　年　月　日	確認印	
返却予定日	平成　年　月　日	返却日	平成　年　月　日	確認印	
用務日	平成　年　月　日	～	平成　年　月　日	まで	

注1　依頼時に、借入予定日及び返却予定日を記載すること。
注2　借入日は、出張者（利用者）又は連絡担当者（以下、「出張者等」という。）が受注者から携帯電話を受け取った日を記載し、確認印欄には出張者等が押印し、受注者に渡すこと。
注3　返却日は、受注者が出張者等から返却を受けた日を記載し、確認印欄には返却を受けた受注担当者が押印し、請求書と一緒に提出すること。
注4　用務日には、出張者（利用者）の出国日と帰国日を記載すること。

（以下は会計室で記入）

受付	平成　年　月　日	
確認日	平成　年　月　日	
会計室		
室長		担当

支出科目

（会計）	
（勘定）	
（項）	
（事項）	
（目）	

《 出張者等 ⇒ 会計室 ⇒出張者等 ⇒ 受注者へFAX ⇒ 受注者（本書原本） ⇒ 会計室（請求書と本書原本）提出 》

（別紙2）

利用地域別単価表

大分類	小分類	主要国	平成26年度 通話時間見込	平成26年度 通話単価（税抜き）	平成26年度 通信量見込	平成26年度 通信単価（税抜き）
アメリカ	北米	アメリカ、カナダ等	4,588分	円/分	31,323KB	円/KB
	中南米	ブラジル、ベネズエラ、ジャマイカ等	152分	円/分	385KB	円/KB
ヨーロッパ	西欧（ロシア以外）	イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリア、デンマーク、スペイン、オランダ、スウェーデン、ポルトガル等	3,830分	円/分	54,874KB	円/KB
	ロシア		3,141分	円/分	30,567KB	円/KB
アジア	中央アジア	モンゴル、カザフスタン、ウズベキスタン等	3,038分	円/分	19,452KB	円/KB
	東南アジア	シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、香港、台湾等	3,062分	円/分	42,847KB	円/KB
	南アジア	インド、スリランカ、パキスタン等	1,138分	円/分	7,724KB	円/KB
	韓国		324分	円/分	7,111KB	円/KB
	中国		466分	円/分	3,920KB	円/KB
オセアニア		オーストラリア、ニュージーランド等	519分	円/分	5,955KB	円/KB
中東		サウジアラビア、UAE、カタール、トルコ、クウェート、イラン、イラク等	4,881分	円/分	55,260KB	円/KB
アフリカ		南アフリカ、ガーナ、モザンビーク、ボツワナ等	2,939分	円/分	47,773KB	円/KB
その他	上記分類に当てはまらない国		0分	円/分	0KB	円/KB
合計			28,078分		307,191KB	
SMS通信単価			813件			円/件
請求書通話内容詳細発行手数料			10件			円/件

（注1）通話、通信及びSMS単価については、発着信一律料金とする。

（注2）利用地域がまたがる場合は、地域ごとの単価を適用する。なお、1台の電話機では対応できない場合は複数台のレンタルとする。

（注3）平成26年度通話時間見込（分）、平成26年度通信量見込（KB）及びSMS通信見込件数については、資源エネルギー庁の平成24年度実績等を参考にしており、平成26年度においては、資源エネルギー庁の都合により増減することがあるが、異議を申し立てないこと。

（注4）大分類・小分類の適用に迷う国がある場合又は分類分けの判断に迷う場合は、資源エネルギー庁と協議すること。

（別添２）

平成　　年　月　　日

支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長　殿

住　　　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

入　　札　　書

入札金額　　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札事項　　平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供

契約条項の内容及び貴省入札心得を承知の上、入札いたします。

（別添３）

委任状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長　殿

住　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

私は、下記の者を代理人と定め、平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供に関する一般競争入札について、次の事項に関する権限を委任します。

委任事項　１．入札（見積）に関すること

２．開札の立会に関すること。

記

代理人氏名

代理人使用印鑑

【見本】

入札日を記入してください。

平成▲▲年▲▲月▲▲日

支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長　殿

捺印してください。

住　　　　所　東京都〇〇区〇丁目〇番〇号
商号又は名称　株式会社　〇〇
代表者氏名　代表取締役　〇〇　〇〇

（代理人の場合）　〇〇県〇市〇丁目〇番〇号
商号又は名称　株式会社　〇〇　▲▲支店
代理人名　▲▲支店長　〇〇　〇〇　㊞

入　札　書

消費税及び地方消費税を除いた金額を記入してください。

入札金額　　￥〇，〇〇〇，〇〇〇．－

入札事項　　平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供

契約条項の内容及び貴省入札心得を承知の上、入札いたします。

【見本】

委任状

入札日又はその日以前の日を記入してください。

平成▲▲年▲▲月▲▲日

支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長　殿

捺印してください。

住　　　　所　東京都〇〇区〇丁目〇番〇号
商号又は名称　株式会社　〇〇
代表者氏名　代表取締役　〇〇　〇〇　　　㊞

私は、下記の者を代理人と定め、平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供に関する一般競争入札について、次の事項に関する権限を委任します。

委任事項　１．入札（見積）に関すること

２．開札の立会に関すること。

記

代理人氏名

〇〇　〇〇

代理人使用印鑑

（別添４）

経　済　産　業　省　入　札　心　得

（趣　旨）

第１条　経済産業省の所掌する契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（仕様書等）

第２条　入札者は、仕様書、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

２　入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

３　入札者は、入札後、第１項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（入札保証金及び契約保証金）

第３条　入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

（入札の方法）

第４条　入札者は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。

（入札書の記載）

第５条　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（直接入札）

第６条　直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官等（会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

２　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（代理人の制限）

第７条　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

２　入札者は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号、以下「予決令」という。）第７１条第１項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）

第８条　予決令第７２条第１項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札のとりやめ等）

第９条　入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若

しくはとりやめることがある。

（入札の無効）
第10条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
（１）競争に参加する資格を有しない者による入札
（２）指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
（３）委任状を持参しない代理人による入札
（４）記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
（５）金額を訂正した入札
（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（７）明らかに連合によると認められる入札
（８）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
（９）入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
（１０）入札書受領期限までに到着しない入札
（１１）暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、虚偽が認められた入札
（１２）その他入札に関する条件に違反した入札

（開　札）
第11条　開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）
第12条　工事その他の請負契約（予定価格が１千万円を超えるものに限る。）について予決令第８５条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
（１）工事の請負契約　その者の申込みに係る価格が契約ごとに１０分の７から１０分の９までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
（２）前号以外の請負契約　その者の申込みに係る価格が１０分の６を予定価格に乗じて得た額
２　調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
３　低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）
第13条　有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
２　低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
３　前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

（再度入札）
第14条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
　なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

（同価格の入札者が２者以上ある場合の落札者の決定）
第15条　落札となるべき同価格の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
２　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）
第16条　落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から１０日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
２　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）
第17条　入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）
第18条　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

別記

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（別添５）

単価契約書（案）

発注者　支出負担行為担当官資源エネルギー庁長官官房総合政策課長　名（以下「甲」という。）と受注者（相手方名称、代表者氏名）（以下「乙」という。）とは、下記条項により国際携帯電話（メール等機能付）の提供の単価契約を締結する。

記

契約単価：別紙契約単価表のとおり

１．契約業務名　：　平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供

２．契 約 期 間　：　（自）平成２６年４月１日
　　　　　　　　　　（至）平成２７年３月３１日

３．納 入 場 所　：　別添仕様書のとおり

４．契約保証金　：　全部免除

この契約の締結を証するため本書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成▲▲年▲▲月▲▲日

甲　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
　　支出負担行為担当官
　　資源エネルギー庁長官官房総合政策課長　名

乙　（所　在　地）東京都東京区〇丁目〇番〇号
　　（相手方名称）株式会社　〇〇　　　　　㊞
　　（代表者氏名）代表取締役　〇〇　〇〇　㊞

契約条項

（総則）

第１条　甲及び乙は、頭書の単価契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書に従い頭書の契約期間内に頭書の契約業務（以下「役務行為」という。）を完了しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を注文者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

（１）甲は、承諾の時において本契約上、乙に対して有する一切の抗弁について留保すること。

（２）譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又は質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（３）甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、甲が同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第３条　乙は、役務行為等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書に基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わせた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

３　乙は、第１項ただし書に基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と約定しなければならない。

（特許権等の使用）

第４条　乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（監督）

第５条　乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

（役務行為完了の通知）
第６条　乙は、役務行為が完了したときは、その旨を直ちに甲に申し出なければならない。

（役務行為完了の検査の時期）
第７条　甲は、前条の申し出を受けた日から１０日以内に検査をしなければならない。

（天災その他不可抗力による損害）
第８条　前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害を生じたときは、乙の負担とする。

（かし担保責任）
第９条　甲は、役務行為が完了した後でもかしがあることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。
２　前項によってかしの補修をさせることができる期間は、第７条の引渡し又は給付を受けてから１箇年とする。
３　乙が第１項の期日までにかしの補修をしないときは、甲は、乙の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

（対価の支払）
第１０条　甲は、役務行為の完了後乙から適法な支払請求書を受理した日から３０日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

（遅延利息）
第１１条　甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

（違約金）
第１２条　乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに役務行為を完了できないときは、甲は、違約金として延引日数１日につき契約金額の１，０００分の１に相当する額を徴収することができる。

（契約の解除）
第１３条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
（１）乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに役務行為を完了しないか、又は履行期限までに役務行為を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
（２）乙が正当な事由により解約を申し出たとき。
（３）本契約に関し、乙又は使用人等に不正の行為があったとき。
（４）前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

（損害賠償）
第１４条　甲は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、第７条の引渡し又は給付を受けてから１箇年とする。

（秘密の保持）
第１５条　乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

２　乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

（個人情報の取扱い）

第１６条　乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

２　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（１）甲から預託を受けた個人情報を第三者（第３条第２項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。

（２）甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

３　乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

５　乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

６　乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

７　第１項及び第２項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

（資料等の管理）

第１７条　乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

（契約の公表）

第１８条　乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

（紛争の解決方法）

第１９条　本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

２　前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからニまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第４９条第１項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第５０条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第６６条第４項の審決が確定したとき

ニ　独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

（２）本契約に関し、乙の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

（３）本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第１号イからニまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

（１）独占禁止法第４９条第１項の排除措置命令書

（２）独占禁止法第５０条第１項の課徴金納付命令書

（３）独占禁止法第６６条第４項の審決についての審決書

（４）独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第３条　乙が、本契約に関し、第１条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

５　乙が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項２】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第４条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契

約を解除することができる。
（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。
以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）
第５条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）
第６条　甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
３　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
５　第２項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
６　第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
７　乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）
第７条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等

の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（別　紙）

契約単価表

大分類	小分類	主要国	平成26年度 通話単価	平成26年度 通信単価
アメリカ	北米	アメリカ、カナダ等	円／分	円／KB
	中南米	ブラジル、ベネズエラ、ジャマイカ等	円／分	円／KB
ヨーロッパ	西欧(ロシア以外)	イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリア、デンマーク、スペイン、オランダ、スウェーデン、ポルトガル等	円／分	円／KB
	ロシア		円／分	円／KB
アジア	中央アジア	モンゴル、カザフスタン、ウズベキスタン等	円／分	円／KB
	東南アジア	シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、香港、台湾等	円／分	円／KB
	南アジア	インド、スリランカ、パキスタン等	円／分	円／KB
	韓国		円／分	円／KB
	中国		円／分	円／KB
オセアニア		オーストラリア、ニュージーランド等	円／分	円／KB
中東		サウジアラビア、ＵＡＥ、カタール、トルコ、クウェート、イラン、イラク等	円／分	円／KB
アフリカ		南アフリカ、ガーナ、モザンビーク、ボツワナ等	円／分	円／KB
その他	上記小分類に当てはまらない国		円／分	円／KB
合計			円／分	円／KB
ＳＭＳ通信料				円／件
請求書通話内容詳細発行手数料				円／件

＊通話及び通信及びＳＭＳ単価については、発着信一律料金とする。
＊利用地域がまたがる場合は、地域毎の単価を適用する。なお、１台の電話機では対応できない場合には複数台のレンタルとする。

（別添６）

平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供

適合証明書様式

平成２６年２月

資源エネルギー庁長官官房総合政策課

入札適合条件

本業務の役務請負先としては、以下の条件を満たすことが不可欠である。

１．経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和３８年６月２６付け３８会第３９１号）により、平成２５・２６・２７年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされている者であること。

２．海外専用携帯電話の提供を受注し、会社、国、機関等に納入した実績があること。
最近の納入実績について、下記の事項を記した資料を添付すること。
（１）受注名称
（２）納入先又は発注元（会社、国、機関等の名称）
（３）納入年度
（４）簡単な作業内容（ノウハウ等に係る機密事項を記載しないこと。）

３．貸出し予定の海外専用携帯電話の仕様（複数機種を予定する場合は全て）及び保有台数

４．本役務を実施するための実施体制図を添付すること

５．担当者が、資源エネルギー庁の担当職員と日本語による意志の疎通ができること。

以上

本件の入札に参加しようとする者は、上記の１～５の条件を満たすことを証明するために、様式2の適合証明書を作成し、資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室に提出し、資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室が行う技術審査に合格する必要がある。また、適合証明書を作成するに際して、質問等を行う必要がある場合には、平成２６年3月１４日（金）１２時までに電話、メール又はＦＡＸで下記の資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室に問い合わせること。

資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室
〒１００-８９３１　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
電　話：０３－３５０１－１７１９
ＦＡＸ：０３－３５０１－１７３６
担当　ⅰ　中村　太祐
E-mail：nakamura-daisuke@meti.go.jp
ⅱ　小林　俊夫
E-mail：kobayashi-toshio@meti.go.jp

※メールで問い合わせを行う場合は、上記ⅰⅱの担当両者あてに送信すること。

（様式１）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長　殿

住所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　印

「平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供」の入札に関し、入札説明書の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。
なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、支出負担行為担当官資源エネルギー庁長官官房総合政策課長の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

（様式２）

適合証明書

契約業務：平成２６年度海外専用携帯電話（メール等機能付）の提供

No.	条件	回答
1	経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和３８年６月２６日付け３８会第３９１号）により、平成２５・２６・２７年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされている者であること。 （上記の資格決定の写を添付すること。） 格付け（格付けを記入すること） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	○or×
2	海外専用携帯電話の提供を受注し、納入した実績があること。 最近の納入実績について、下記の事項を記した資料を添付すること。 （１）受注名称 （２）納入先又は発注元（会社、国、機関等の名称） （３）納入年度 （４）簡単な作業内容（ノウハウ等に係る機密事項を記載しないこと。）	○or×
3	貸出し予定の海外専用携帯電話の仕様（複数機種を予定する場合は全て）及び保有台数。	○or×
4	本役務を実施するための実施体制図を添付すること。	○or×
5	担当者が、資源エネルギー庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。	○or×

適合証明書に対する照会先
住所：
会社名及び所属：
担当者名：
電話番号：
ファクシミリ：
電子メール：